

「学校いじめ防止基本方針」

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめの問題への対応は一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成 25 年 6 月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組んでいく。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭その他の関係者の連携の下、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組む。

いじめとは（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

尚、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。また、「心理的又は物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目し、法が定めるいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「該当生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。尚、起こった場所は学校の内外を問わない。（文部科学省の「いじめの定義」による）

① 学校として、なすべきこと

- ・いじめは、いじめる側の問題であるという共通理解を図る。
- ・実効ある地道で粘り強い指導体制を確立する。
- ・全教育活動の充実と積極的な生徒指導の展開を推進する。
- ・家庭・地域・関係諸機関との連携を深める。

② 教師として、なすべきこと

- ・いじめを早期に発見するための工夫と情報交換に努める。
- ・生徒の不安や悩みを受容する。
- ・生徒1人1人の「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める

③ ホームルーム担任として、なすべきこと。

- ・心の居場所としての学級づくりに努める。
- ・ホームルームの1人1人の生徒の心を理解する。
- ・いじめを許さないというホームルームの雰囲気を作る。
- ・生徒1人1人の違いを個性として認め合うホームルーム経営に努める
- ・生徒の社会的な問題解決能力を育む。
- ・いじめを発見したら、いじめを受けている生徒を徹底的に守る。
- ・1人で対応せず他の教師と連携・協力して問題の解決にあたる。
- ・いじめを受けている生徒や保護者からの声に誠実に応える。

2 いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度

で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取り組み等）

（1）基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

（2）いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や学級担任による教育相談の実施、カウンセリングルームの案内や、相談BOXの設置、ホームページによる相談の窓口など、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、家庭と連携して生徒を見守っていく。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む）

（1）基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

被害生徒を守る基本理念に基づき、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではなく、いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月発生していないことや被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを持って判断する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為を止め、「いじめではないか」との相談や訴えがあったら、十分に配慮し適切に事情聴取を行う。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、生徒の安全を確保し、早い段階からの確に関わりを持つ。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策推進委員会」と情報を共有し、委員会が中心となり速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。確認後、生徒指導部長・学年主任が被害・加害生徒の保護者に連絡する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報、援助を求める。

（3）いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境の確保に努める。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

（４）いじめた生徒への指導又は保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

（６）ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて関係機関に協力を求める。なお、

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

パスワード付きサイトや SNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解と協力を求める。

5 重大事案への対処（いじめ防止対策推進法・第 28 条関係）

- 1, いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- 2, いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

「いじめにより」とは、1, 2に規定する生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする

※「いじめ防止対策推進法第 28 条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 重大事態が発生した場合、学校長は直ちに私学振興課を通じて県知事へ事態発生について報告を行う。
- 2 その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「いじめ防止対策推進委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて組織する。

（2）調査結果の提供及び報告

- 1 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
- 2 学校長は直ちに私学振興課を通じて県知事へ重大事態の調査結果について報告を行う。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 「いじめ防止対策推進委員会」

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

当該組織を構成する第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。

なお、第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び、経験を有する者、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者について、職能団体や大学、学会からの推薦等による参加を図ることにより当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(重大事態への対処については「5 重大事態への対処」に詳述)